

第1回 雇用創生協議会問題に関する検証委員会 会議録

日 時	令和2年2月26日(水) 午後7時～午後9時30分
場 所	本庁舎 3階 庁議室
出席者	【委 員】石原浩史、菅原浩、岡本久典、橋本高志、森脇常公 【関係職員】中村司、坂根雅彦、水口浩也 【事 務 局】砂町隆之、安井洋子、岩本浩二、亀井克哉

要旨（意見、質疑の概要）

【委員長・職務代理者の選出】

委員長：石原委員 職務代理者：菅原委員

【諮問の趣旨説明】

【雇用創造事業の概要、事業に取り組んだ経緯、事案の内容等について、説明】

- ・労働局からの不正行為等の確定の通知は、いつ頃になるか。  
→ 時期は未定。返還金額と合わせて通知が来る予定。
- ・新聞等には出勤状況、給与、無償で借りている施設の有償貸付のこと等、色々と記載されているが、これらに対する調査やまとめたものはあるのか。  
→ ある程度、市で把握しているものについて内容を説明できる部分はある。
- ・協議会の立ち上げから申請までの期間が1か月と非常に短いように思う。宍粟市の場合は民間からのアクションを受け賛同したようだが、他市における「市と協議会との関わり方」はどうなっているか。  
→ 宍粟市と同様に民間団体の働きかけがきっかけであったり、市が政策的に進めているところもある。  
→ 他団体の状況を調査し、次回の会議で報告する。
- ・平成31年4月の1回目の労働局の監査では、何も指摘されなかったのか。  
→ 提出された平成30年度の事業報告書について一部修正等の指示があったが、事業は適正にされているとの報告がなされていた。
- ・こういう協議会で、市長を会長にして事業を進められるケースはあると聞いているが、返還請求されたケースはなかったのか。  
→ この事業は国から直接、協議会へお金が入る事業であり、十分な監視ができない中で不正があった。市で補助や助成等をしている他の団体は実績報告で確認が取れる。市長が直接何かするという事はまずないかと思う。すべての事務処理を見ることができるといって無理な面があり、やはり、事務局長や副会長、会計責任者等に事務処理を依頼しているのが実態である。
- ・市の関わりが薄かった部分はあるか。

- 民間のスピード、活力を活かしたい思いがあり、実際の事務の部分について指示が出せていない部分はあった。
- ・市長が会長になるということについて、何か規定があったのか。
  - 法律の規定や義務等はないが、Q&Aの中で、事業終了後に何らかの問題が生じた場合、責任及び補償は市町村に帰属するということが書かれてあることもあり、自治体の首長が会長というケースが多いと聞いている。
- ・市として関わることは関わっていたという意識だったのか。
  - どこまで関わるべきだったかの部分で反省はある。事業は連携しながら取り組めた感覚はあるが、会計の部分で甘かった部分はある。
- ・市の関わりが明確にされた法律等の根拠はあるか。
  - 明確に示された法的根拠はない。Q&Aや仕様書等に少し出てくる。
- ・Q&Aの中で、市の補償責任など連帯保証的なことが記載されており、国として担保をつけているように思う。市としても事前に担保をとる（リスク管理を行う）べきだったのではないか。
  - 協議会は「権利能力なき社団」となっており、規約はあるが、わかりにくい組織となっている。財産管理については、協議会規約の第16条第3項に事務局と会計責任者が会長から委託を受け責任を持つということが規定されており、民間主導であるという部分が表れていると思う。
- ・最初の段階で簡単に話に乗ってしまった部分がある。一步引いて考えるべきだった。当初から、市の関わりについて、もう少し詰めておく必要があった。
- ・申込書や計画書等は、市が作成したのか、それとも協議会で作成したのか。
  - 協議会が作成した。
- ・議会への報告が遅かったと資料中の会議録で書かれてあるが、市の考え方はどうだったか。
  - 協議会は民間中心で立ち上げた団体であるため、協議会で作成した計画等を議会に提出して審議するものではないとの思いがあった。そのため、報告が1～2か月遅れたが、議会の委員会等でこの事業のスキームなどは説明した。
- ・契約書の第21条で、重過失があった場合、委託費の返還のほか、20%の加算金の支払義務が発生するようだが、加算金の支払義務もあるのか。
  - 非常に悪質で罪が重い場合、懲罰的な意味で20%加算される。今回の件について、現段階では、そこまでの話は出てきていない。なお、返還ができない場合は法定利率5%の延滞金を支払う必要がある。
- ・返還額の確定がなされた後、市としてはどのような展開を想定しているか。
  - 労働局からの請求は協議会にされる。市が直接返還することはない。不正の原因を作った当事者に返済を求めることになるかと思う。
- ・協議会に請求が来たとしても、一旦は誰かが協議会の分を払わざるを得ないのではないか。
  - 市が立て替えて払った場合、市が勝手に支払ったような形となってしまう、協議会に対する求償権が認められるのかという問題が生じる。
- ・協議会は解散していないのか。
  - 解散の意向を表明しただけである。市長が解散と言っても規約上できないことになっている。

- ・協議会の全員が解散すると言えばどうなるのか。
  - 規約に則っておれば解散することは可能。その場合、市に責任及び補償を求められる可能性がある。そのため、精算してから解散ということにしてもらう必要がある。
- ・労働局からは、協議会宛てに請求を行うとのことだが、返還が難しいとなった時は、構成員個々に請求が来ることになるのか。
  - あくまで協議会に来る。
- ・事業の入口（要望や申請のあった段階）のところでチェックは必要だが、事業の都度、現地に出向き、調査や確認を実施するのは難しい。
- ・計画を進めていく中で、支出が適正な金額なのか否かチェックする者がなく、申請すればただけ、委託金がもらえる仕組みであったことも問題である。
- ・計画書、申請書等の書類作成にあたり、市がサポートしていたことはわかるが、内容そのものを、市として提出していいのかどうかという関わりはなかったのか。
  - 資料の中の統計的な数値等は検討したが、その他の部分は協議会で作成されている。内容も確認しているが、協議会が民間の活力で実施されるという部分については、実現の困難さは別にし、市として期待する部分はあった。
- ・実施している計画（方向）が素晴らしかったとしても、何もチェックしないのは危険。
- ・委託金ありきで考え、どうやってそのお金をもらうか…という委託金ビジネスのための事業になっていなかったか。考え方が逆になってしまっている。
- ・今回のような件があると、行政として、地域で頑張る方を応援しにくくなる。そうならないよう、この委員会で、これからの実業を良くする方法を考えていきたい。

## 第 2 回 雇用創生協議会問題に関する検証委員会 会議録

日 時	令和 2 年 3 月 4 日（水） 午後 7 時～午後 9 時 3 0 分
場 所	本庁舎 3 階 庁議室
出席者	<b>【委 員】</b> 石原浩史、菅原浩、岡本久典、橋本高志、森脇常公 <b>【関係職員】</b> 中村司、坂根雅彦、名畑浩一、水口浩也 <b>【事 務 局】</b> 砂町隆之、安井洋子、岩本浩二、北川嵩大

### 要旨（意見、質疑の概要）

**【前回の会議録の確認】**

**【雇用創造事業に関する法律・仕様書・Q&A等、他市町村に対する調査について、説明】**

- ・他市では、市が中心に事業を行われているケースが多いが、宍粟市は違っていたということか。  
 → 調査を行った人口規模の近い 10 団体は、すべて市が主導で雇用創造事業に応募し、計画等も当該市が中心に策定している。宍粟市の場合は、民間団体等から要望があったことがきっかけであり、そこが大きく違うかと思う。
- ・他市は、市と協議会との関わりが濃い印象を受け、法律の趣旨等にも合致するように思う。
- ・調査内容を見ると、どの団体も事業の入口の部分として市が計画を策定しており、また、一定の主体として市が協議会と関わるルールを作っている印象を受けた。  
 → 大きな違いとして、特に出納の部分は、どの団体も市が関わる仕組みを作っていた。
- ・民間主導の団体における市の関わりを確認し、どうやって不正防止に努めているか確認したい。
- ・民間主導の市（団体）は少ないのか。  
 → おそらく雇用創出や地域活性化など、市が、行政目的に合わせて計画を策定し、実施しているケースが多いと思われる。
- ・前回、同様の事業の全部を、事業の都度、現地に出向き、調査や確認等行うのは難しいだろうとの意見があったが、そうするとどのあたりで線引きをすべきか…。やはり委託金等の額によって判断することになるのではないか。公的な委託事業について市が関与するような場合で、委託費が一定金額を超えるときは、市から職員が出向し、又は特別なチームでチェックする等、ルールを決めていくことが大切ではないか。
- ・市を経由しない委託費ではあるが、責任や補償が市に帰属することがある場合については、市が主体的に関わっていくことが大事。特に人的な関わりが必要だと思う。決裁ルート、発注や契約の方法、随意契約等について、一定のルールを定めながら、市が関わっていく形を検討する必要があると思う。
- ・今回のケースでは、協議会にどのようなルールを課していたのか。  
 → 市には決裁、発注、随意契約等についてルールが多くあるが、協議会の事務では、市に準じた形でのルールを実施できていない部分があった。協議会の設立当初、運営していくう

えで必要となるものを渡しているところ、決裁や会計、職員の届出関係についても、市に準じて実施するものであったが、それが徹底できていたかどうかでいうと徹底できていない。後から見ると金銭管理等について、十分でないと感じる部分があった。

- ・市のルールに準じてとのことだが、市に決裁が回付されていたのか。
  - 回付されていない。「事業を実施する（事務を行う）うえで参考になる方法や書式等がないか。」とのことだったので、市のルール等を提供し、説明した。
- ・チェック体制の整備というよりは、運営の手助けの部分にとどまったということか。
  - そのとおりである。
- ・結局は、皆の感覚として、もう少し市が介入していればこの問題は起きなかったのではないかというところだと思う。市としては、協議会は民間主導の組織であり、ある程度、軌道に乗せれば大丈夫…との思い込みがあったのではないか。市と協議会の連携が不足していたのであれば、反省すべきである。
- ・なぜ、もう少し市が協議会に関わりを持つことができなかったのか…という点を問題視するべき。委託費等が一定の金額以上になる事業であれば、市から助言するなり担当者を配置するなりし、関わりを持っていくべきだと思う。それが公務員の務めといえる。
- ・事業を民間主導で進めたほうが良いと判断したのであれば、どのような考えで判断したのか。
  - 民間の活力を利用しスピーディに事業を実施いただくのが一番良いと思っていた。市の役割としては調整だったり、助言だったりであって、提案者である民間事業者、それに賛同された事業者のノウハウを結集してやるのが良いと考えていた。
- ・労働局から、事業の実施にあたり国から多額のお金が支出される事業であるから、そのチェック体制に留意すること…といった助言等はなかったのか。
  - 書類の修正等の話はあったが、事業への市の関わりについての話はなかったように思う。他市町で労働局と相談されている状況は承知していたが、宍粟市はそこまで踏み込んでいなかった。
- ・法律や実施要領、Q&Aのとおり事業は実施されていたのか。例えばQ&Aには謝金について「市町村の規定を目安として運用」とあるがそのようにしていたのか。
  - 協議会から謝金の目安等についての資料は求められなかった。今回の件で確認する中で市の規定より多額とわかり、事務局職員に伝えたが、当初に予算の承認を受け、この話で通っているから…と返答があった。認識にズレがあると初めてわかった。市の報酬・謝金等の考え方を先に示しておくべきだった。
- ・Q&Aに色々と規定されているが、これに基づく市からの助言はあまりされなかったのか。
  - できていなかった。Q&Aを読んで指導…という考えがなかった。
- ・国が出したQ&Aを読み込み、指導していくことは大事。当然重要なものなので、読み込みが足りなかったといわれても仕方ない。
- ・事務局は、Q&Aにある謝金額の目安（地元中心に活動の講師5万、全国的に活動の講師10万）については知っていたと思う。
- ・市の事業への関わり方についてはどのように考えているか。
  - 仕様書やQ&Aには記載されているが、その中で、協議会が解散した場合は、市が会計法上必要な書類は保管するとされているので、そうなった場合、書類等は引き継ぐ必要が出てくると思うが…

- 市の責任や補償の部分について、契約書に記載がない。Q & Aに記載があるから市に責任や補償があるとは言い切れないのではないか。
- この委員会としても必要なことを整理する時間は必要だが、ずっと結論を長引かせてというのはふさわしくないかと思う。今日の議論でもある程度ここについてはダメだというベースになる部分があるので、そこに細かい部分を付け足して形にしていくということを並行して進めていく方が良い。
- 議会や新聞等を見ている、この問題について、まだまだ市民の関心は非常に高いように思う。

第3回 雇用創生協議会問題に関する検証委員会 会議録

日 時	令和2年3月18日(水) 午後1時25分～午後3時30分
場 所	本庁舎 3階 庁議室
出席者	【委 員】石原浩史、菅原浩、岡本久典、橋本高志、森脇常公 【関係職員】中村司、坂根雅彦、名畑浩一、水口浩也 【事 務 局】砂町隆之、安井洋子、岩本浩二、亀井克哉

要旨（意見、質疑の概要）

【前回の会議録の確認】

【他市町村に対する調査、民間主導で雇用創造事業に取り組んだ経緯等について、説明】

- 平成30年度の時点で取り組まれていた他の市町村を調べていただいたが、基本的には市町村主導で取り組みされていたケースがほぼ100パーセントのような感じ。宍粟市のようなケースはない。
- 市町村主導で進められていたということで、当然、市町村が関わる体制がどこもできている。
- 今回の宍粟市のように、民間主導で事業を実施したケースを決してダメとは思わないが、あくまで市が中心となって計画等を策定していくなど、市が主体性を持った関わり方をしていれば、事業がうまく回ったのではないかと思う。
- 一定の額以上の委託金が出ることから市が関わるべき事業については、きっちりとしたルール、人的な関わり方、決裁の方法等について、具体的にマニュアルのようなものを作成したほうが良いと思う。
- 調査内容を見るとA市町村のケース（事業応募のきっかけ、運営の実情）が少し似ているように思う。ただその中でも「職員は派遣していなかったが担当課長が決裁権者になっていた。」という部分は宍粟市と大きく違うかと思う。
- B市町村やC市町村のケースでは、職員の派遣はないが、職員OBを配置することで、一定、不正行為等の発生の予防になっているかを感じる。
- D市町村やE市町村のケースでは、民間からの働きかけがきっかけで事業に取り組まれたようだが、そういった所でも、事業に関わっている。宍粟市ほど関わっていないところはない。
- この雇用創造事業において、宍粟市のケース（民間主導）の場合、他市町村のようなチェック体制を築くことができたのか、それをするとな民間主導でなくなるから無理だったのか、また、職員の派遣はやろうとすればできたことなのか。
  - 宍粟市雇用創生協議会の設立総会において、行政の立ち位置や役割については、協議会の民間の活力を活かしスピーディーに取り組むのが一番重要ということで、その視点から考えていた。そのため、アドバイスであったり、市と協議会の連携の部分のサポート

を行うものと確認していた。会計の部分については、会計責任者を協議会の中に設置し、その点は、規約にも規定されているところである。

- スピーディーな対応のため、ある意味やむを得なかったということか。
  - 事業はスピーディーに進んだかもしれないが、結果的に不正があり、それを見抜く体制がとれていなかったことは反省すべき点だと考えている。
- 今までの話では管理体制を意識しているように思えない。スピーディーに行くことは大事だが管理をおろそかにしてはならない。
  - そういった部分の検討はなかった。
- 他市町村は、宍粟市と異なる形で市町村が関わっている。そこは認めなくてはならない。民間主導が進めるときには、最低限ここまではやっておかないとダメだろうというライン、これだったら負担にならないであろう、迅速性を損なわないであろう、といったラインを見つけていくことが大事かと思う。例えば、すべて市が決裁することは無理でも、一定の金額以上は市で決裁することなどが考えられる。
- 話を聞いていると、協議会の事務局がどのように運営すれば事業がスムーズに進むかという相談には応じていたようだが、「事業として問題が起こる可能性があるのではないか、見込みが甘いのではないか？」という視点が欠けていたことが一番の問題だと思う。その視点を持つことが再発防止に向け大事かと思う。
- 一般的に商工会のセミナーや、他市町村にてセミナーを実施する場合、人集めに苦労している。宍粟市の協議会でも回数をこなすことやチラシの配布等だけでなく、どうやって人を集めるのかを考え、例えば回数を絞った方が良いとか、そういった意見を出し合える協議の場があれば良かったと思う。決裁もそうだが、中身についての検討の場がなく、協議会任せになってしまっていたのが大きかったと思う。
  - 事業の開始当初は、セミナーは上手くいっているとの報告を受けていた。後の聴取調査の中で、知り合いや関係会社の従業員に入ってもらっている等の事実が判明した。事実を隠して報告していたのか、それともこれでも十分できているとの判断があったのかは分からない。
- 引き続き市の協力も求めたいし、委託金も受け続けたいとの思いがあり、そうなるの良いように市に報告していたのではないか。しかし市として、市長が会長になっている責任があるのだから、本当に上手くいっているのかという視点が必要だったと思う。
- ある自治会の役員は協議会について、「勝手に来て勝手にしゃべって何かしているようだが、挨拶も相談もない」と言っていた。そういった部分についても、市から指導があっても良かったと思う。自治会はこういった事業等についても一定把握し、住民等に周知を行っている部分がある。そのあたりをもう少し確認や指導しても良かったと思う。地元でこういった声が出ている状況では、セミナーを開いたとしてもなかなか人は集まらなかっただろうし、不正行為の一因にもつながったのではないか。
  - 勝手に事業を行っていると思われた方がいるかもしれないが、事業に使用していた幼稚園の跡地は、市の所有であり、市と地元自治会の同意がないと使用することはできない。自治会に対して説明会等も開き、手続きを踏んで進めてはいた。
- この事業はあくまで、協議会が実施していたものであることは共通認識として持たないといけない。ただ、一定、市が関与すべきところ、市と協議会の連携が不足していた部分はあるかもしれない。
- 実際の申請に至るまでの時間的な問題は、豪雨災害のことも含め致し方ない部分もあったかと思う。ただ法律等を読むと、市の重要性が書かれており、加えて、Q&Aや要領を読み込んで

おれば、事業が始まった後でも、不正のチェックはできたと思う。また、会計の部分についても、市と協議会の連携がもう少し図られておれば良かったと思う。

→ 申請後の対応について、市の認識不足もあったかと思う。事業認定されるまでの期間は3～4か月にもなり、事業認定されるには非常にハードルが高いものであるにもかかわらず、認定されたということもあって、考えが甘くなってしまった部分がある。

- 資料の中で、市長が個人として代表になることはやぶさかでないと言われてあるが、第三者が見たときに、名前と押印がある以上、市長が個人として応諾されているとは見えない。個人として線を引くことは難しいと思うため、今後慎重にされた方が良く思う。
- 市長が会長をする以上、もう少し気をつけたり、重い責任があることを認識する必要がある。締切のことや豪雨災害のことがあったにせよ、全体的に甘く軽く考えてしまっている部分がある。
- 計画書が市に渡された時、セミナーが実現可能な内容なのか、人は集まるのか等の指摘はなされたのか。この見込みを前提に委託金が下りる、この見込みを達成できないと委託金がもらえないということを、協議会は認識していたのか。  
→ 委託金の部分については認識していた。4月26日の労働局の監査後に、労働局から「こういった形で事業を進めないと打ち切りになります」という内容の通知もあった。
- 不正が起こる原因の一つに、無理な目標を立てている場合がある。目標が達成できない状態になると、その発覚を恐れて隠そうとし、不正につながることもある。最初はそんな気持ちを持ってなかったとしても、後でそのようなことをしてしまうことはよくあることだと思う。だからこそ本当にこの目標は達成できるのかといった確認ができていれば良かったと思う。
- 計画書自体はきちんとなっていたが、それがどこまで実現できるのかという検証までには至らなかった部分がある。文書のまとまりや綺麗さも大事だが、あわせて実現可能かどうかの検討はもう少し必要だったと思う。
- 申請までの期間が短かったこともあり、市のチェックする時間やヒアリング等を行う時間があまりなかったということはわかるが、市が責任を負う立場である以上「もう少し時間がないとできない」と断る勇気も必要だったと思う。
- 民間主導で雇用や市の発展のための事業に取り組んでもらえることは、凄く有り難く大事なことだと思う。ただ、今回こういう問題が起こってしまったため、今後、同様の話があったとき、後ろ向きな話になりがちかと思われる。それは仕方ない部分もあるのだが、それよりも、事業の入口の部分で、きちんとマニュアルを作成したり、契約を交わしたりする等、一定のルールを設けたうえで、市としてリスクを回避しつつスピーディーさを求めてもらいたい。
- スピーディーさも大事だと思うが、バランスも大事。関与せずお任せします…といったことでなく、難しいとは思いますが、確認しながらスピーディーさを求めてもらいたい。
- このような事業において、市が独自の担保をとっているような事例はないか。  
→ ないと思われる。
- 今後の進め方として、事務局や委員長のほうで、問題点や今後の対応策みたいなものをある程度作り、それをこの委員会の中で検討していくのが良く思う。今までの議論の中で、市からあった5つの諮問事項に対する対応や回答のようなものが一定程度出てきているかと思うので、それをまとめていただき、議論ができればと思う。

- 諮問事項の「(2) 協議会で実施していた事業等の協議会解散後の継承等」について、この協議会が解散するかしなないかは別にして、やはり返還金の問題、加えて労働局との関係が問題になると思われる。
- 今回のようなケースを他団体ではどのように処理しているのか、何か参考になるようなものがあればありがたいのだが…。一般的に考えると、権利能力なき社団である協議会が事業を実施できなくなっている。そのため、清算手続きをすることになるが、それは、協議会で行い、後の手続きに市は関与しないのが筋だと思うが…。
- 本件について大きな問題は2つ。1つは委託金の返還をどうするかという問題がある。もう1つは残った事業を今後どうしていくのかという問題がある。前者は労働局との話になるかと思うが、後者についてはどうしていくのか。現在はどのような状況なのか。
  - 事業はすべて停止している。建物は、元々市が所有しているものだが、その中のリース物件等は解約等の手続きを済ませているかと思う。
- 諮問の(2)に「継承等」とあったので、事業を続けていくことを前提に考えているのかと思ったのだが、そういうわけではないのか。
  - そういうわけではない。
- 労働局からの請求は、だいたいいつ頃になるのか。
  - 12月にこちらから最終の実績報告を行ったところ、当初は、それから1か月ぐらいで何らかの動きがあると聞いていた。その後、3月のどこかでという話もあったのだが、厚労省も今は色々と慌ただしいことから少し対応が遅れているように感じる。
- その請求がなされた時点で、協議会の構成員と何らかの会議を開催する予定か。
  - その予定である。
- その請求がなされた後の会議の結果等を見届けてから、答申を出し、この委員会は解散するという流れになるかと思う。
- 宍粟市の中で雇用を創出することは宍粟市の将来にとって非常に大切であるが、今後、何らかの形で同種の事業が行われる際、「また不正があるのでは？」と市民を不安にさせないためにも、今回のことを踏まえ、市としてきちんと反省し、また今後は不正を起こさせない仕組みを作って事業に取り組んでいくということを発信できるような答申を作成できればと思う。

第4回 雇用創生協議会問題に関する検証委員会 会議録

日 時	令和2年5月14日(木) 午後1時20分～午後3時45分
場 所	北庁舎 4階 会議室
出席者	【委 員】石原浩史、菅原浩、岡本久典、橋本高志、森脇常公 【関係職員】名畑浩一、水口浩也 【事 務 局】前田正人、砂町隆之、菅野達哉、岩本浩二、北川嵩大

要旨（意見、質疑の概要）

【前回の会議録の確認】

【労働局からの返還命令、不正行為・不適正な会計支出の概要等について、説明】

- ・不正行為と言っても様々な不正行為がある。不正行為に対する再発防止策としては、チェック体制の整備など全体的に関わる再発防止策もあれば、個々の行為に対する再発防止策もあるかと思う。
- ・1日あたり8,500円の延滞金…と新聞で見たが、それを読んだ時に、その延滞金・加算金が「これは将来的に私たちが負担するお金になるのでは…」と、不満を感じる市民の方もいるかと思う。（※ 後日、関係職員に確認。1日に換算すると約7,000円）
- ・労働局による調査の結果、根拠に基づき返還額を提示されているのであれば、いかにして返還をするのかを協議会に検討してもらわなくてはならない。
- ・市が返還の問題にどこまで関わるべきなのかということに疑問がある。契約書や法律を見る限り、市が補償する責任を負うとまでは書いてはいない。ただ、市が関わっていた以上は、協議会に返還を働きかける等の努力は、法的な責任とは別の責任として、あるように思われる。  
→ 協議会の中で、きっちり返還することを協議しなくてはならないと、当初から伝えている。
- ・権利能力なき社団（＝協議会）の構成員が責任を負う根拠については、難しい問題もある。不法行為といえる話であれば責任を負う可能性があるので、不法行為を行った者に対し請求していくということはある。
- ・今までの「お願いをしていく。」というスタンスは、それはそれで正しい部分もあったかと思うが、そのスタンスを貫いていくことで、市民の中には、嫌なものから目を背けて逃げている…と、市に対して思う方もいるのではないかと。
- ・支払期限が到来しているにもかかわらず、なお、全額を支払うことができていない状況も踏まえ、市民が納得できるようなスタンスっていうのは、早めに示すべきだし、市民の方はそういうものを求めているんじゃないかと個人的には思う。  
→ 市長として「あくまで今回の問題は不正なので、市が立て替えるのはあり得ない」と話されており、その思いが強いと思う。  
→ 協議会の事務局員に不正な行為があったことから、個人的には法的手段をとれるのではと考

える。

- ・最終的には、一番大きなポイントは返還のことや市民に対する信頼回復の部分になるかと思われる、この部分に対し、いかに誠意をもって取り組めるかで市民に対する印象は変わってくるかと思う。
- ・諮問事項の中にも、今後の市の対応方法も挙げられており、告発等も含め市としての責任の取り方については議論の必要がある。
- ・市長の思いとしては、市が立て替えるつもりはないとのことで、その場合、結果的には協議会の構成員に負担を求めることになるが、支払いがなされず、時間だけが過ぎていくことになってしまってはならない。
- ・協議会解散後の事業の継承について、まず協議会を解散させるのかさせないのか、それから事業を継承するのかしないのかという話になるかと思うが、市としての考えはあるか。
  - 以前に会議でも説明したが、Q&Aで示される内容を鑑みると、解散することで市が肩代わりすべきだという議論になりかねない。これらのことから、精算ができるまでは協議会を解散させないという方向性でいる。
  - 市内でもミツマタに携わる方が増えている。今後、この問題が精算できれば市が応援できるかと思うが、問題の精算ができていない中では、協議会に関与していなかった人であっても応援しにくい。
- ・この問題をきれいに精算し、ミツマタの情報等を協議会から提供してもらい、それを市がミツマタを産業にしている他市町村と連携する等して、うまく活用していくのであれば、市にメリットが十分にあるかと思う。
- ・協議会が解散しないとしても、ミツマタの事業は市が継続できるような状況にしていくべきではないか。もったいない部分もあるし、支払いを待つ代わりにノウハウを提供する等のことができないのか。せっかくの事業が何も残らなくなるのではないか。
  - まずは返還のことを第一に考えており、返還の部分との兼合いを市民の方が気にされているので、ミツマタ事業の再開を打ち出すとしてもタイミングが早いと思う。
- ・今回のコロナウイルスの緊急事態宣言の解除の関係で「ゴール地点が見えなければ…」という報道が多くあったが、そういう意味でこの問題も、ゴール地点の設定があればと感じる。
- ・何らかのゴール地点を決めておかないと、時間だけが過ぎていくのではないか。
- ・何らかの回収方法を考える必要があるのではないか。
- ・ある程度ゴール地点を決めておかないと、答申も出しにくい。法的手続も含め、何ができるのか考えなければならない。
- ・理想を言えば、この事業自体を継続しつつ、この問題の精算ができれば一番いいのだが…。例えば、この事業を債務ごと民間企業が買い取るといった形で引き受けてもらえれば、協議会としての責任も果たし、事業も継続できることになって良いと思う。
- ・何方向かの着地点を見出しながら、ゴールの部分を具体的にしていく必要がある。
- ・難しいのは市が協議会に対して請求権を持っているわけではないところにあるが、市による金銭的な負担の話が起こった場合、市民への説明のためにも、法的手続をとる必要もあり得るかと思う。

- 今日議論していた中でも意見があったが、どういう形での解決にしていくべきなのか、というのを考えないといけないのかなと思う。
- 専門家の意見がどれぐらいの立ち位置にあるのかということは、コロナの問題等でも非常に議論されているが、ここで出す答申に従う…だけでなく、それを踏まえたうえでどのように責任を果たしていくのか考えてもらう、そういう位置づけにしていきたい。
- 今までの話にもあったが、重要なことは、1つは市民への信頼をどのようにして回復していくのかということ、もうひとつは支払いのことをどうするかということになる。方向性を決定するのが後々になってしまうとよくない。
- 市民の信頼というのは一番大事かと思う。これを抜きにしては、市民の方は、検証委員会に対し、結局、何を審議していたんだと思われる。
- 委員会としてある程度結論を出しながら市民の方にも納得いただける形に早く持っていきたい。

第5回 雇用創生協議会問題に関する検証委員会 会議録

日 時	令和2年5月27日(水) 午後3時30分～午後5時00分
場 所	本庁舎 3階 庁議室
出席者	【委 員】石原浩史、菅原浩、岡本久典、橋本高志、森脇常公 【関係職員】中村司、坂根雅彦、名畑浩一、水口浩也 【事 務 局】前田正人、砂町隆之、菅野達哉、岩本浩二、北川嵩大

要旨（意見、質疑の概要）

【前回の会議録の確認】

【意見交換】

- ・事務局長は、支払命令という結果が出ていることについて、自身が思っていることと全然違う結果になっているかと思われるが、何か意見は言われていないのか。  
→ 今のところは特にない。
  - ・ミツマタ研究所とミツマタの郷は、違う団体なのか。  
→ 別の団体となる。どちらも元々は事務局長がトップの団体であったが、ミツマタ研究所はミツマタの育苗等を行い、それを販売することが目的。ミツマタの郷は、自生しているミツマタや買った苗木を植栽し大きくし、その成長したミツマタの黒皮をむいて紙幣の原料を採り、それを販売することが目的。
  - ・法的手続の検討は、不正行為の返還請求の観点からはもちろん、再発防止の観点からも必要ではないか。
  - ・市民に対して、宍粟市としてどう示していくか。それが求められる1番大事なことだと思う。
  - ・今後の宍粟市のため、市民に対して何らかのアクションを起こせないものかという思いはある。当然、お金自体は市が返すべきじゃないと思うが、そのスタンスを貫きながらも、市民のためにアクションをしていかななくてはならないと思う。
  - ・当委員会は、今の段階では、このような不正が行われた可能性がある、といったことを前提としたうえでの検証しかできない。ありとあらゆる調査を尽くした上での確定の事実ではないのでやむを得ない。
- 委託契約どおりに実施できていないということで、契約が解除され返還命令が届いたわけであるが、そういった部分の責任を不正行為を行った者に感じて欲しいと考えている。返還しようともしないとすれば、やはり何らかのアクションを起こさなければならないと考える。今度、6月3日に協議会の総会を開き、他の構成員の意見ももらう中で、今後の方針を検討していきたい。
- ・前にも話があったが、誰が一番の責任があるのかをはっきりしないといけない。

- ・市民に向けての信頼回復が一番だと思うので、それをどうするのか。返還について訴訟等になった場合、かなり時間もかかるだろうし、1日8,500円の延滞金・加算金がかかってくる問題もある。（※ 後日、関係職員に確認。1日に換算すると約7,000円）
- ・今後、どのタイミングでどういう手続き（訴訟等）に持っていくのか、どのタイミングで市民に説明をするのか、労働局と市の責任は何なのかということ協議しなくてはならない。
- ・ミツマタの事業は非常に良いものと思うが、せつかくの事業なのに団体が解散（精算）しないことには継続できないとなると、解散はどのタイミングでさせるのかといったことも考えなくてはならない。解散したら市に責任がくる可能性があるからといって解散ができないということが続くと、ミツマタの事業が何もできなくなってしまうことは、市にとって大きな損失になるのではないかと。
- ・6月3日に総会を開催するとのことだが、構成員の名前を見る限り、名前を貸しているだけと思われる構成員と、事務局長等のように中心となって動いた構成員の方が混在しているかと思う。出来る限り参加いただいた状態で返還をどうするのかという話をするということで、大事な場になると思う。
- ・事業そのものを継続していけるならば、していければ良いと思う。返還金というものが解決しないことには良い方向には進まないという中で、1つの案として、返還金債務をもって、例えば事業自体に魅力を感じるといった民間企業がその債務を買取額として事業自体を買受けるといった形で一旦労働局に返還して、その事業を継続していくことはできないか。
- ・今回の総会は、不正行為があった後、初めての総会か。  
→ そのとおり。昨年5月8日に平成31年度総会をしてから開催していない。
- ・諮問内容について、確認・整理しておきたいのだが…。  
→ 諮問事項の1については市の関わり方から見た事案が発生した原因、2については解散後としているが解散に関係なく協議会で実施していた事業に関し今後どう取り組むべきか、3については同様の事業形態に係る再発防止策、4については市が事業主体となる委託事業に関し留意すべき事項、5については包括的になるが特に市民の信頼回復に向けた今後の対応等として、審議いただきたい。
- ・検証委員会としての最終的な出口については、協議会の構成員の考え方等を確認しながら、最終結論に持っていけないといけないと思う。

第6回 雇用創生協議会問題に関する検証委員会 会議録

日 時	令和2年6月23日(火) 午後7時00分～午後9時00分
場 所	本庁舎 3階 庁議室
出席者	【委 員】石原浩史、菅原浩、岡本久典、橋本高志、森脇常公 【関係職員】中村司、坂根雅彦、名畑浩一、水口浩也 【事 務 局】前田正人、砂町隆之、菅野達哉、岩本浩二、北川嵩大

要旨（意見、質疑の概要）

【前回の会議録の確認】

【6月3日に開催された協議会総会の概要等について、説明】

【意見交換】

- ・協議会総会の結論としては、協議会の構成員では支払わず、不正行為のあった人に返してもらうという話だが、そうすると労働局への支払は、いつになるのか。  
→ あくまで、市が返還するというのではなく、延滞金や加算金については説明していく中で、どうすれば早く返すことができるか議論しており、そういう法的な所も含めながら、調整していく必要があるのかと思う。加算金等が増え続けていることは伝えている。
- ・市民に対してのことで言えば、やはりそういう法的措置というのを考えて、具体的に動いていくことも検討していくべきじゃないかと思う。
- ・労働局から請求が来ているところ、市長が会長になっている協議会を存続させながら、返還命令には応じることができていないという状況になっているが…。労働局は不正をした人に請求しているわけではなく、あくまで協議会に請求している状況である。
- ・法的手続を取ることもそのものは良いことであり、この検証委員会としても、市民の皆さんの意見としても、それはとるべきとの意見になるかと思うが、それ以外の出口、労働局への返済方法とか、協議会を解散するのかどうなのかということがなかなか見えてこない。
- ・返還金はどうするかという部分は、市としては返さないというスタンスで、これに関わっていた人に返してもらうべきだと思うが、その方々に対するアクションを具体的に進めていかなければならない。
- ・事業そのものを買って取ってくれる企業があるのかなのか、この事業が商売として成り立つ事業なのかどうか。全国でもこういう仕事をしている企業があるのならば、買って取ってくれるものなのかどうか、もしあれば、金銭的な部分でスパッと解決するかもしれない…。
- ・主要メンバーで返還をしないと仕方ないかなと感じている。
- ・法的措置をとることは非常にいいと思う。なんらかの措置をとっていくことで、事務局長から話

が聞けるかも…という部分もある。

- ・会計検査院がこの調査に関わっていたということを初めて知った。労働局以上に会計検査院は権限があるということで、今後その対応をどうするのかということが気になった。
  - ・不正に関わった人に対し返還要求…ということについて、結果的に新聞にも大きく出ているが、それは、事務局長、副会長、事務局員〇〇氏、それからアドバイザー〇〇氏。そのうちの3人は総会に出席されているがどの程度納得をされたのかという部分も気になる。
  - ・6月10日に飯田議員が返還問題について質問されている。11日は山下議員が検証委員会について質問をされている。その際、議会に対しどういう答弁をされたのか。  
→ 飯田議員の質問は「協議会職員に責任を持っていくのはどうなんだ」と。これについては、やはり不正行為に関わった人に払っていただかなければならない、と答弁した。  
山下議員の質問は「検証委員会委員の報酬は市民の税金だ。そういった意味で委員の氏名や途中経過を公表すべきではないか」と。現在は検証中であり、自由に意見をいただくため非公表としており、最終的には公表する…と答弁した。
  - ・諮問事項に対する意見も、一定、出揃ってきているので…。今までの問題点を踏まえ、今後はこうあるべきだ、という結論を出しても良いかと思う。
  - ・この検証委員会でも出た「不正をした者に対する法的な請求手続きを徹底されたい」という意見は、全員一致するかと思う。
  - ・市長は検証委員会の検証した意見を尊重するといわれているが、最後まで残るであろう返還の件について、どのように市としては考えられているのか。  
→ 市長としての市民に対する道義的な責任の部分は感じている。ただ、返還の部分は、不正をやった人たちが返すべきだと。市のお金を持ち出してという思いはない。
- この検証委員会は、議会の方が第三者委員会を設置しようということで議論があったのだが、今回の不正云々の話は市がやったわけではなく、協議会の中で起きたことであり、市が第三者委員会を設置しても不正行為の調査について権限は何もない。市の方では、市の関わり方という点に関し、検証してもらわなければならないところについてはしっかり検証してもらわなければならない、という思いがあった。
- ・不正をした人が払うべき、もちろんそのとおり。それから市が払うべきではない、それもそのとおり。ただ、そういったことがクリアできなかった場合どうするのかというのは、やっぱりこの案件の難しさとしてあると思う。
  - ・すっきりしない原因の一つに、総会の時に一番来てほしかった事務局長が欠席ということ。今までもほとんど、事務局長の意見がこちらはわからないというところも、やっぱり停滞している一つの大きな点かと思う。
  - ・この問題の最終的な出口というものをどこかで持つておかないと、後々何かしら問題が起こっても、先送りするだけになってしまうおそれがある。検証委員会の役割としてそこまで求められていないかもしれないが、市としては、そういう視点は持つておくべきである。
  - ・今の段階で固まっているのは、法的な措置をとって厳正な対処をしてくださいということ。あくまでも捜査機関の力を借りなければならないが、可能な限り、捜査機関の力を借りながら不正を明らかにしていくということは、委員の中では一致している。実際に、その中で不正が明らかになったうえで、返還を協議会のメンバーに対して求めていくということも、また委員の中で一致していると思う。

- どの委員の方も同じと思うが、市民の信頼の回復、これがやはり常に一番メインにあると思う。市民に対する信頼の回復のために、どのように情報発信できるか、その辺りをまた検証委員会として、ちゃんと整理できたら一番いいかと思う。
- すべてを解明したうえで、結論を導き出せたらいいとは思うのだが、やはりそれと並行して、スピード感をもって市民の方に発信していくということも非常に大事なことだと思う。

第7回 雇用創生協議会問題に関する検証委員会 会議録

日 時	令和2年7月7日（火） 午後3時30分～午後5時20分
場 所	本庁舎 3階 庁議室
出席者	【委 員】石原浩史、菅原浩、岡本久典、橋本高志、森脇常公 【事 務 局】前田正人、砂町隆之、菅野達哉、岩本浩二、亀井克哉

要旨（意見、質疑の概要）

【前回の会議録の確認】

【答申書の作成に向けて意見交換】

- 不正行為に関わった人がいるということが明らかな事案である。
- 再発防止策の部分で、同様の事業形態があった場合に、リスク回避として、責任の所在を明確にした書面を取り交わす、市長が代表になるのであれば、そういった部分をきちんと書面化してスタートするというのは、すごく大事かと思う。「損害が発生した場合は、あなたたちで解決してください。」ということ、きちっと一筆もらうべきだったと思う。
- 同意見で、やはり責任の所在を明らかにする文書は必要だと思う。問題が起こった時の責任はいったい誰が負うのか…というところで、わけがわからなくなっていることが今回の問題の一つの原因なので…。それを書面化し、団体と市の間で共通認識を図る必要がある。
- 責任の所在については、市、市長の責任という部分は否定することはできない。
- 最初の入口の部分で、責任の所在について、協議会の構成員からきちんとした承諾書が取れていれば、構成員で共通認識を持つことができ、その後の解決に向けた流れが違って来たと思う。
- 責任の所在を明らかにし、かつ、関わった以上はきちんと協力していく義務、こういった問題が起きた時は協力していく義務があるということを明確にできるような承諾書があればよい。
- 承諾書の件は、全体的に性善説に立ちすぎていて、相手を信頼し、また、良い事業だと思うあまり、市の押しが弱く、作ることができなかったのではないか。
- 責任の所在についてどこまで言えるか…は非常に難しい問題。例えば給料を貰って普通に働いていた事務職員に責任があるのかとか、そこは違いますよ、というようなことだと思う。加えて協議会の構成員の中でも、主要メンバーとそうでないメンバーの問題もある。
- 協議会の規約第16条第3項の規定で「会長は本協議会の財産管理を事務局及び会計責任者に委託できるものとする。」とあり、「その際すべての財産管理の責任は事務局及びその会計責任者が負うものとする。」とある。これからすると会計部分の責任はあくまで事務局にあると読める。

- この委員会の議論の中で、責任の所在は「不正を行った人にあるのは当然であるが、市にあるかないかと言われたら否定できない」との共通認識はあると思う。
- 不正に関わった者に第一に責任がある。
- 市民の信頼回復に向けては、「再発防止策の徹底」というのは一番、また、「返還請求」をきちっと行うという部分も大切。加えて、市民への説明も大切かと思う。
- 市と協議会どちらの責任が重いのかそれを判断する委員会ではない、この委員会の設置された意義は明確に示したい。市の諮問事項に基づき、あくまで市の問題点について協議する場。
- この委員会は、仲裁をはかったりする場ではない。
- 市の市民に対する信頼をどう回復していくのか、市は市民が何を求めているのかという部分を考慮しつつ、他方で誤解を生まないような形をとらないといけない。
- この委員会の会議録は、答申と同時に公開することになるのか。  
→ 答申が出たら会議録も出る（公開できる状態）という形になる。
- 答申書は、シンプルなものの方がベストであると思うが、誤解を生むようなものであってもならない。

第8回 雇用創生協議会問題に関する検証委員会 会議録

日 時	令和2年7月21日(火) 午後6時55分～午後8時55分
場 所	本庁舎 3階 庁議室
出席者	【委 員】石原浩史、菅原浩、岡本久典、橋本高志、森脇常公 【事 務 局】前田正人、砂町隆之、菅野達哉、岩本浩二、北川嵩大

要旨（意見、質疑の概要）

【前回の会議録の確認】

【答申書の作成に向けて意見交換】

- ・この答申は、あくまで「市の関わりについて協議する場であるから市の話が中心ですよ」ということを示したほうが良い。
- ・個人名は、慎重に扱う必要がある。
- ・事案の発生原因の1つは協議会の事業に対する市の関与が不足していたということ。  
主観的な面からは、関与する意識がほとんど無かったのは、責任感が不十分であったから…。何故そうなったかという、民間主導であったからこそ、その意識が欠けていたのかもしれない。市長が会長になっているなら、なおのこと意識しなければならなかったのに、それをしなかったのは責任感の欠如があったのではないかということ。  
客観的な面からは、実際関与していなかったという指摘。チェック体制も構築されておらず、その体制があれば防げたかもしれない。
- ・事案の発生原因のもう1つとしては、市の雇用創生協議会やその事業に対する一般的な理解が不足していたこと。マニュアルや仕様書に対する理解が不足していた。
- ・他団体は、官主導で事業を実施している。しかし宍粟市は民間主導で実施した。それは良いことだが、そうであれば、そのことについて、事前にメリット、デメリット等の十分な議論があってしかるべきだったのではと思う。例外的なことをするのなら、なお慎重に行動する必要があった。
- ・再発防止の議論の中で、委託費が少額の時にここまでする必要があるのかという意見も出されたかと思う。金額や規模、条件等については、答申の後、市で詳細を策定するのが良いかと思う。委員会としては基準が必要だと考える。
- ・これまでに何回か話として出してきたが、事業を継承する直接の団体があれば一番いいと考えているが、そういう団体を探すというのは難しいのか。この事業自体はいい事業だから直接継承する、それができたらそれに越したことはないなと…。  
→ 今回、2つの団体（雇用創生協議会と、一般財団法人ミツマタの郷）があるが、一般財団法人ミツマタの郷の事業を行ってくれる団体があれば、事業の継承としては可能かと思うが、なかなかそこに直接…というのは、可能性はゼロではないが、難しいかと思う。

第9回 雇用創生協議会問題に関する検証委員会 会議録

日 時	令和2年8月18日(火) 午後7時～午後8時35分
場 所	本庁舎 3階 庁議室
出席者	【委 員】石原浩史、菅原浩、岡本久典、橋本高志、森脇常公 【事 務 局】前田正人、砂町隆之、菅野達哉、岩本浩二、亀井克哉

要旨（意見、質疑の概要）

【前回の会議録の確認】

【答申書作成に向けて意見交換】

- ・検証委員会自体が一般の市民の方からすると、いわゆる不正等を追及とか検証する場なのではないかということ、結構思われていると思う。
- ・原因について、議論の中でもあった「制度における市の立場の理解不足」が、結局は一番の大きな原因だったのではないか。市の関わりや責任について、法的な規定はなく、また、協議会の総会で市の役割は事業推進のためのサポートであることを確認していたとしても、市が協議会の構成員の一員であることや、仕様書等に「事業終了後に何らかの問題が生じた場合、責任は市に帰属するものとする。」と規定されていることを踏まえると、市の立場は、事業推進のための助言や指導に留まらず不正行為等に対する適切に監督することも含まれていたと思う。
- ・市の関与が少ないのであればよいが、多額の委託費のこと、市長が会長に就任すること等を踏まえると、もう少し慎重に、時間をかけた事前調査があっても良かったと思う。
- ・事業を適切に理解していれば、講師を招くことやセミナーで人手を集めること等が容易でないことなど、事業実施にあたっての問題点がわかり不正を防ぐことができたのではと思う。
- ・この制度の仕組みから考えて、市には団体への適切な監督が必要だったのではないか。
- ・他市町の例で、概ね協議会の事務所の位置が、市役所内とか、別の場所であったとしても市役所から近距離に置かれていた。事務所の位置について、市役所に近いほうが、けん制機能の一つとして有効かと思う。

第10回 雇用創生協議会問題に関する検証委員会 会議録

日 時	令和2年9月1日（火） 午後7時～午後8時35分
場 所	本庁舎 3階 庁議室
出席者	【委 員】石原浩史、菅原浩、岡本久典、橋本高志、森脇常公 【事 務 局】前田正人、砂町隆之、菅野達哉、岩本浩二、北川嵩大

要旨（意見、質疑の概要）

【前回の会議録の確認】

【答申書作成に向けての意見交換】

- ・ こういった雇用創造事業のような制度がある時に、国が分かりやすく説明してくれる機会というのはあるのか。
  - 最近、こういった計画を市の計画として提出し、国が補助なり委託なり…というパターンで、非常にタイトな期間で募集され…という事業は結構あるが、事前に説明会というのはいあまり無い。ただ今回の雇用創造事業については、大きなブロック単位（近畿）で担当者説明会のようなものはあった。
  - インターネット上で「こういう事業があります」と掲載されているが、それに対して一回一回、市町村にこういう会議をしますよ、説明会を開催しますよといった連絡は無い。
- ・ 制度への理解が不足していたならば、今回のように大事な部分が抜け落ちる…みたいな話もあり得る。あらためて情報収集という部分が大事なんだと思う。
  - 職員にもそういう能力が求められる。国の事業を取り入れる場合は、積極的に情報を仕入れておかないと…。国から「安栗市、これどうですか」というお伺いはない。発信された情報をいかに検討し、構想していくか…。

第11回 雇用創生協議会問題に関する検証委員会 会議録

日 時	令和2年9月15日（火） 午後7時～午後8時10分
場 所	本庁舎 3階 庁議室
出席者	【委 員】石原浩史、菅原浩、岡本久典、橋本高志、森脇常公 【事 務 局】前田正人、砂町隆之、菅野達哉、岩本浩二、亀井克哉

要旨（意見、質疑の概要）

【前回の会議録の確認】

【答申書作成に向けての意見交換】

- ・市町村は雇用創造計画を策定して提出することが、地域雇用化促進法に書かれているが、これは実際に宍粟市が策定して提出したのか。
  - 市が提出していることは間違いない。もっとも、実際の中身は、雇用創生協議会の事務局のA氏を中心に作られたものである。
- ・この雇用創造計画を策定し提出の部分で、市が提出したという認識が果たしてあったのかということなのだが…、これはただ市が窓口になってみたいいな、そんな認識だったように聞こえるのだが実際はどうだったのか。
  - 関係職員が押印し市長まで決裁をとっている。おそらく雇用創造協議会の事務局から説明を受け、市が提出しなければならないという認識はあったと思う。
  - 「雇用創造計画書」という書類であるが、名前自体が「事業構想提案書」という名前になっており、これは雇用創造協議会が提出した事業構想提案書とほとんど同じものである。
- ・雇用創造計画は市の計画なので、その計画の中で行われるこの雇用創造事業が失敗した時に、市が責任を負うのはある意味当然であると…。会計上必要な書類も市が保管する…。市は、多分ここまで理解していなかったということなのかと…。
  - 法律の中で「雇用創造事業を実施する地域においてはその前提として協議会の構成員である市町村…において、地域雇用創造計画に定める地域重点分野に係る創業や新分野進出を促進する取組、新商品開発の取組などが必要」と書いてあるのだが、「市町村が雇用の創造に必要な措置を自ら講じ、または講ずることとしている」となっているので、先ほどの話のところとリンクして、当然、市が計画するというか、その計画の中の一部として地域雇用創造協議会の事業があるかと思う。

・市の計画の中に協議会はその事業の計画書があるんですけども、結局、市の計画書と協議会の計画書とは一緒だった。作りとして、たぶん出発点が逆になってしまっているというか、構想提案があってから事業計画作りをして…ですから当然イコールになってしまうという形。

→ 延滞金・加算金の日額換算の部分を「●●円」としていたのだが「7,000円」としている。資料等に「8,500円」と出ていたと思うが、関係職員等に確認し、日額換算すると、約六千九百何十円ということだったので、「約7,000円」としている。

第12回 雇用創生協議会問題に関する検証委員会 会議録

日 時	令和2年10月6日(火) 午後7時～午後8時10分
場 所	本庁舎 3階 庁議室
出席者	【委 員】石原浩史、菅原浩、岡本久典、橋本高志、森脇常公 【事 務 局】前田正人、砂町隆之、菅野達哉、岩本浩二、亀井克哉

要旨（意見、質疑の概要）

【前回の会議録の確認】

【答申書作成に向けての意見交換】

- ・不正行為や不適切な会計支出を行った者に対し、厳しい態度で臨むべきだということを検証委員会として言っていくことが必要。
  - ・答申の内容としての意見はほぼ出尽くしたかなと感じる。
  - ・会議録については、どういう形で公開するのか。  
→ 答申と会議録は、答申の日以降、市ホームページに掲載する予定。
  - ・会議録は求められたら開示するものか。それとも最初から開示するものか。  
→ 特にどちらという決まりはないが、答申の日以降については、少なくとも、求められれば公開する必要がある。
- 答申、記者発表の日程については、10月21日(水)頃で考えている。また、記者発表については概ね答申の説明として20分、質疑応答に30分で考えている。具体的には、21日の朝に市長室で答申を渡し、意見交換をしていただいた後、庁議室で記者発表という流れ。
- 今日までの意見を踏まえて答申案の調整を行い、その案の送付にあわせ、答申当日の段取り等について改めて通知する。
- ・マスコミへの情報提供等はどのように行うのか。  
→ 答申案の調整が終了し確定する段階によるが、10月19日に定例の記者発表があるので、それに間に合わせる形で、10月21日に答申と記者発表を行うことを伝えたい。資料の配布については、21日の8時40分以降（市長に答申を渡した後）で考えている。

- ・これまで計 12 回の検証をしてきたが、いよいよ最終段階となった。今後同じケースが起きないよう市には十分な対策をとってもらいたい。